

2026年(令和8年)

1月号 vol.273

千葉市消費生活センター

暮らしの情報

いづみ



令和7年11月 相談件数



437件

(前月比: ▲96件)

(前年同月比: ▲57件)

掲載内容

- 若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン
- 「クーリング・オフ」できる? できない?
- 冬の事故を未然に防ぐ! 正しく使って安全・安心に!
- リチウムイオン電池使用製品の発火にご注意!!
- 消費者被害注意報

若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン

契約に不慣れな若者を狙った悪質商法や詐欺を未然に防ぐため、千葉市を含む関東甲信越の1都9県6政令指定都市及び国民生活センターでは、1月～3月の間、若者の消費者被害を防ぐためのキャンペーンを実施します。

若者に多い消費者トラブルの事例を掲載したリーフレットを、区役所や図書館等の公共施設で配布します。



詳細はこちら

「怪しい」と気づかなければ
悪質商法の思うツボ。



若者向け悪質商法被害防止
キャンペーン

トラブル事例～楽して稼げることはありません！

知人に誘われてもきっぱり断ろう！～マルチ商法～

先輩から、「このUSB教材で投資の勉強をすればあっと言う間に数百万円儲かる。友達にも紹介すれば紹介料が入る」と言われ、本当に儲かるならと思い契約した。教材の代金50万円は「消費者金融で借りればよい」と言われ、借錢して購入した。教材は難しいし、友達に紹介もできず全く儲からなかった。借錢も返せない。



知人・友人から勧誘されても、きっぱり断る勇気が必要！借錢をしてまで契約しない！

「簡単に稼げる」をうのみにしない！～サイドビジネス商法～

「アフィリエイトで簡単に儲かる」という仕事を紹介され、30万円のサポートプランを契約したが、内容も仕組みもよくわからないし儲からない。



作業内容や利益の仕組みがわからなければ契約しない！

若者向け特別電話相談を実施します！

1月15日(木)、16日(金) 9:00～16:30

相談専用電話 043-207-3000

「強引に契約させられた」「契約前の説明と違う」などの商品・サービスの契約に関する電話相談を実施

インターネット消費生活相談は
こちらをご確認ください ➤➤



「クリーリング・オフ」できる？できない？

クリーリング・オフは、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間内であれば無条件で契約の申し込みの撤回や、契約の解除ができる制度です。

問題 クーリング・オフできる？できない？

- 1 と古前に海産物業者から電話があり、「カーナビを安くするので貰って、れはいが」としつこく勧誘するため購入してしまった。やはりいらないので断りたい。
 - 2 先週、「脱毛お試し体験」の広告を見てエステサロンへ行ったら、1年間の「全身脱毛コース」を勧められ60万円で契約してしまった。高いので解約したい。
 - 3 「お試し価格500円」の広告を見て、ネットでサプリメントを購入した。1回限りのつもりが定期購入になっており、2回目の商品が届き代金4,000円を請求された。クーリング・オフしたい。

クーリング・オフできる取引は法律で定められています。

クリーリング・オフできる主な取引と期間を見てみましょう！



(※1) 契約書を受け取った日を1日目と数えます。

取引形態	対象	期間(※1)
訪問販売	店舗外での訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法(SF商法)、展示会商法	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による取引	8日間
特定継続的役務提供	契約金額が5万円を超え、かつ一定の期間を超えるエステティックや語学教室などの契約	8日間
訪問購入	事業者が消費者宅を訪れ物品を買い取る契約	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法、ネットワーク商法。店舗契約も含む	20日間
業務提供誘引販売取引	内職商法、モニター商法	20日間

答え ①できる（電話勧誘販売に該当）②できる（特定継続的役務提供に該当）③できない（通信販売はクーリング・オフの対象外です。返品の可否や条件についての特約があれば特約に従います。特約が無い場合は、受け取った日から数えて8日以内であれば返品できます。（返品の送料は購入者の負担））

クーリング・オフの方法

クリーニング・オフは書面(はがき可)または電磁的記録(メールやウェブサイトの専用フォーム等)で行います。

- はがき等の書面で送る場合、販売会社の代表者宛てに通知します。
両面のコピーを取り、特定記録郵便や簡易書留など発信の記録が残る方法で送ります。(クーリング・オフ期間内に発信すればよいです)
 - 電磁的記録による場合、通知したメールやウェブサイトの専用フォームの画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

クリーリング・オフの書き方がわからない等、困った時は消費生活センターへご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000 月～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く

【記載例】

冬の事故を未然に防ぐ！正しく使って安全・安心に！

冬に活躍する暖房器具や調理器具は、使い方を誤ると事故につながることがあります。身近な製品の事故事例から安全な使い方を考えましょう。

鍋料理に大活躍「カセットこんろ」

カセットこんろを2台並べて使用したらカセットボンベが破裂した



【事故を防ぐポイント】

- ・カセットボンベは正しくセットする
- ・カセットボンベが異常に熱くなるような誤った使い方はしない
- ・カセットボンベはストーブなどの熱源の近くに置かない

ひんやりしない「温水洗浄便座」

- ・内部部品の経年劣化による漏水で発火した
- ・ほこりの溜まった電源プラグに水がかかり発火した



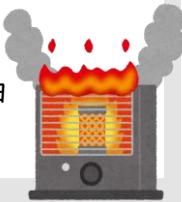
【事故を防ぐポイント】

- ・定期的に点検を行い、異常や故障に気付いたら放置せず、直ちに使用を中止する
- ・電源プラグ周辺を定期的に掃除する

10年以上経過した製品による事故が約8割を占めています！

すぐ暖まる「電気・石油暖房器具」

- ・電気ストーブの電源コードが破損していて発火した
- ・石油暖房器具を点火したまま給油し、灯油が漏れて火災が発生した



【事故を防ぐポイント】

- ・電源コード・電源プラグ、コードに破れや亀裂がないかチェックする
- ・給油するときは、必ず消火してから行う

暖房器具では毎年多くの火災事故が発生！

足の冷えに頼れる「湯たんぽ」

湯たんぽを足下に置いて、就寝中に長時間接觸したために、低温やけどを負った



【事故を防ぐポイント】

- ・長時間同じ場所を温めない
- ・寝るときは湯たんぽを布団から取り出す

《低温やけどになる目安》

44°C…3時間、46°C…30分、50°C…2分

リチウムイオン電池使用製品の発火にご注意！

近年、モバイルバッテリーやスマートフォンが発火する事故を耳にすることが多くなっていますが、このような発火事故の原因の一つとして、製品にリチウムイオン電池が使用されていることが挙げられます。



製品を使用する際の注意ポイント

- ・強い衝撃や圧力をかけないようにしましょう。
- ・使用中、膨張や発熱、異臭がした場合はただちに使用を中止しましょう。
- ・充電中の動画の連続再生や布団の中での充電など、放熱しにくい環境での充電は避けましょう。
- ・製造元等が不明確な商品を購入するのは避けましょう。充電器やモバイルバッテリーは、PSEマークの表示を確認しましょう。

【リチウムイオン電池が使用されている製品例】



スマートウォッチ



モバイルバッテリー



ワイヤレス
イヤホン



PSEマーク…電気用品安全法に定められた技術基準を満たした証として表示するものであり、PSEマークのない商品の販売は禁止されている。

消費者被害注意報

その「儲かる話」って本当? 投資詐欺に気を付けて!



事例1 投資勉強会で教わった「儲かる商品」のはずが…

知人の紹介で投資勉強会に参加。投資額に対して年利40%の利息が付くとの説明があった。「個人が海外へ送金するのは大変なので、送金を代行する業者がある」とのこと、代行業者を通じて計800万円を投資した。しかし、何度催促しても利息を全く受け取ることができない。元金も返してもらえず、契約当時の担当者は全員退職していると言われ、現在は連絡も取れない。(70代・男性)

事例2 利益が出たと思ったら、追加料金を請求された…

インターネット広告を見て、ある海外事業者に3.5万円を支払い、暗号資産に投資した。その後、暗号資産は1万ドル(約150万円)の利益になったと説明されたが、引き出すことができなかった。業者から連絡があり、「保証金として30万円を払えば、利益を引き出せる」と言われた。さらに、海外政府を名乗る者からも30万円を支払うよう、続けて連絡があった。(70代・男性)

「必ず」「確実に儲かる」はウソ!

「高利回り」には要注意!

お金をだまし取る目的で、ウソの儲け話を持ちかける悪質業者も多くいます。「利益が出た」という説明や、投資そのものがウソであることもあります。

本当に儲かる方法であれば、他人に教えません。



消費者トラブル防止のために

- 「投資の話」や「儲け話」を聞いたら、まずは疑いましょう。うまい話はありません。
- 知人・友人からの勧誘でもうのみにせず、冷静に判断しましょう。
- 金融商品取引業や暗号資産交換業者の登録を受けている業者かどうか確認し、無登録業者との取引は行わないようにしましょう。
- いったん振込してしまうと、被害の回復が困難です。取引内容やリスクが十分に理解できない場合、契約をせず、きっぱりと断りましょう。



悪質商法
ひっかからん藏

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ
相談専用電話 **043-207-3000**

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く